

## 路線バス運転手確保対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地域公共交通の維持確保を図るため、交通事業者が運転手確保のために実施する取組に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53条。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する者であつて、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行を行う者をいう。
- 二 高速バス 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であつて、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 県内に営業所を有する交通事業者（主に高速バスのみを運行する者を除く）。
- 二 前号に準ずるものとして、知事が認めた者。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
  - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）。
    - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
    - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
    - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 第1項の規定にかかわらず、未納となっている県税がある者であるときは、当該交付対象者は、支援金の対象とならない。ただし、県税に関して県から徴収猶予を受けている者又は県と納付誓約を締結している者を除く。

(暴力団密接関係者)

第4条 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他団体）とする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は補助対象者が運転手確保のために実施する次の各号に掲げる事業とする。

- 一 労働環境改善事業
- 二 U I J ターン人材確保対策事業

(補助対象事業費、補助率及び補助上限額)

第6条 補助の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに次の各号に定める申請書に所定の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 労働環境改善事業 交付申請書（別記第1号様式）
  - 二 U I J ターン人材確保対策事業 交付申請書（兼）実績報告書（別記第2号様式）
- 2 前項の交付の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して補助金の交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、補助対象者から前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- 一 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となっ

た場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。  
四 その他知事が必要と認める条件。

(承認の申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事が規則第10条の規定により補助事業の状況報告を求めたときは、遂行状況報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、労働環境改善事業について、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る県の会計年度の終了の日のいずれか早い期日までに実績報告書（別記第5号様式）に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書又は、第7条第1項第2号の規定による交付申請書（兼）実績報告書の提出を受けた場合において、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の管理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理

者の注意をもって管理し、補助金の交付目的にしたがって、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分)

第17条 取得財産等のうち、規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により処分（他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。）を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第21条第1項に規定する、本事業により取得した財産の耐用年数の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間を準用する。

3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、取得財産等の処分承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、補助事業者が当該取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、当該取得財産等の耐用年数を経過している場合を除き、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助対象事業費	補助率及び補助上限額
労働環境改善事業	補助対象者が実施する運転手の労働環境改善に資する営業所、車庫、待機所等における設備の新設又は改修等に要する経費のうち知事が認めるもの	補助対象事業費の1/2以内。ただし、150万円を上限とする。
U I J ターン人材確保対策事業	補助対象者が次の全ての要件を満たす者（以下、対象従業者という。）の雇用に伴い、当該対象従業者に支給した支援金等の経費（ただし、申請前1年以内に支給した経費に限る） （1）令和6年10月10日以降、運転手として雇用した者で、継続して勤務する意思を有する者 （2）雇用に伴い本県へ転入した者	対象従業者1人あたり20万円。 ただし、補助対象者が対象従業者に対して支給した金額が20万円未満の場合は補助対象者が対象従業者に対して支給した額を上限とする。

別記第1号様式（第7条）

路線バス運転手確保対策事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

路線バス運転手確保対策事業（労働環境改善事業）を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象事業費及び補助金交付申請額

- (1) 補助対象事業費 円  
(2) 補助金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 誓約書（別紙1）  
(2) 役員等名簿（別紙2）  
(3) 事業計画書（別紙3）

<担当者及び連絡先>

担当部署：  
担当者：  
電話：  
メール：

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が路線バス運転手確保対策事業補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、役員等名簿について千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(注意事項)

- ※ 本人が自署で作成（誓約書・役員等名簿）する場合は、押印不要とし、第三者が作成する場合は代表者印を押印すること。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
- ※ 電子申請（メール等）の場合、申請者は原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。

別紙2 (役員等名簿)

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半かな)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半かな)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人 (団体) の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

役員等名簿には、法人 (団体) の役員等 (業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。) を記載すること。  
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別紙 3 (事業計画書)

事業計画書

事業者名 : \_\_\_\_\_

(単位 : 円)

補助事業の着手 及び完了予定日	補助対象 事業費	補助金 交付申請額
着手 : 令和    年    月    日 完了 : 令和    年    月    日	円	円
補助事業により整備を行う 営業所等の名称		
補助事業により整備を行う 営業所等が運行する主な系統		
補助事業により実施する整備の概要		

補助対象事業費の内訳		
(単位：円)		
補助対象事業費 (項目)	金額	備考
合 計 (A)		
控除対象収入額	金額	備考
国庫補助金 (備考欄に補助金等の名称を記載)		
その他の収入		
合 計 (B)		
補助対象事業費 ( $C = A - B$ )		
補助金交付申請額 ( $C \times 1/2$ 又は補助上限額の いずれか低い方)		

※添付書類

- (1) 補助対象事業に係る見積書等の写し (原則 2 者以上)
- (2) その他補助金の交付に関して参考となる書類

別記第2号様式（第7条）

路線バス運転手確保対策事業補助金交付申請書（兼）実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

路線バス運転手確保対策事業（U I J ターン人材確保対策事業）を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 関係書類

- （1）誓約書（別紙1）
- （2）役員等名簿（別紙2）
- （3）事業計画書（兼）報告書（別紙3）

<担当者及び連絡先>

担当部署：

担当者：

電話：

メール：

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が路線バス運転手確保対策事業補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、役員等名簿について千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(注意事項)

- ※ 本人が自署で作成（誓約書・役員等名簿）する場合は、押印不要とし、第三者が作成する場合は代表者印を押印すること。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
- ※ 電子申請（メール等）の場合、申請者は原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。

別紙2 (役員等名簿)

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半かな)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半かな)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人 (団体) の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

役員等名簿には、法人 (団体) の役員等 (業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。) を記載すること。  
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

事業計画書（兼）報告書

事業者名： \_\_\_\_\_

< 支援金等を支給した対象従業員 >

氏名	
雇用年月日	年 月 日
千葉県への 転入日	年 月 日
勤務する営業所等 の名称	
勤務する営業所等が 運行する主な系統	
支援金等の支給年月日	年 月 日
支援金等の支給額 (補助対象事業費)	円
補助金交付申請額 (20万円又は補助対象事業費の いずれか低い方)	円

※添付書類

- (1) 支援金等について規定している社内規程等
- (2) 支援金等の支給したことを確認できる書類

上記の者が、路線バス運転手確保対策事業補助金交付要綱別表に規定する要件を満たす者であることを誓約します。

別記第3号様式（第10条）

路線バス運転手確保対策事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった  
路線バス運転手確保対策事業補助金に係る補助事業を下記のとおり変更（中止・  
廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第3号）の規  
定により承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（注意事項）

※ 変更（中止・廃止）の内容については、変更前・変更後の欄を設けるなど、変更の内  
容が分かるように具体的に記載すること。

別記第4号様式（第11条）

路線バス運転手確保対策事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった  
路線バス運転手確保対策事業補助金に係る補助事業の遂行状況について、千葉県  
補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況

2 支出済額

別記第5号様式（第12条）

路線バス運転手確保対策事業補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった  
路線バス運転手確保対策事業補助金に係る補助事業の実績について、千葉県補助  
金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業費及び補助金交付決定額
  - (1) 補助対象事業費 円
  - (2) 補助金交付決定額 円
  
- 2 関係書類  
事業報告書（別紙）

別紙（事業報告書）

事業報告書

事業者名： \_\_\_\_\_

(単位：円)

補助事業の着手 及び完了年月日	補助対象 事業費	補助金 交付決定額
着手：令和 年 月 日 完了：令和 年 月 日	円	円
補助事業により整備を行った 営業所等の名称		
補助事業により整備を行った 営業所等が運行する主な系統		
補助事業により実施した整備の概要		

補助対象事業費の内訳		
(単位：円)		
補助対象事業費 (項目)	金額	備考
合 計 (A)		
控除対象収入額	金額	備考
国庫補助金 (備考欄に補助金等の名称を記載)		
その他の収入		
合 計 (B)		
補助対象事業費 ( $C = A - B$ )		
補助金交付申請額 ( $C \times 1/2$ 又は交付決定額の いずれか低い方)		

※添付書類

- (1) 補助対象事業費の支払いを証する書類の写し
- (2) 控除対象となる収入額を確認できる書類の写し

路線バス運転手確保対策事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 第 号で額の確定のあった路線バス運転手確保対策事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

なお、申請内容に虚偽があった場合又は交付対象者に該当しないことが明らかになった場合は、速やかに千葉県知事に補助金を返還することを誓約します。

記

1 補助金額 円

2 振込先金融機関

金融機関名		本・支店名	
預金種別	普通 当座 その他 ( )	口座番号 (右づめ)	
フリガナ			
口座名義			

<担当者及び連絡先>

担当部署：

担当者：

電話：

メール：

別記第7号様式（第17条）

路線バス運転手確保対策事業補助金取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった  
路線バス運転手確保対策事業補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分する  
ことについて、路線バス運転手確保対策事業補助金第17条第3項の規定により、  
申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 取得価格又は効用が増加した価格及び処分することにより収入があるときはその額
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由